

# 韓国の口蹄疫に関する情報

(2017年3月31日現在)

動物衛生課

## 1. 発生状況

### (1) 発生概況

- 2000年3月  
京畿道において15件のO型口蹄疫(牛)が発生。(1934年以来66年ぶり)
- 2002年5月～6月  
京畿道及び忠清北道において16件のO型口蹄疫(牛:1件、豚:15件)が発生。
- 2010年1月～3月  
京畿道において7件のA型口蹄疫(牛:6件、鹿:1件)が発生。
- 2010年4月～6月  
忠清北道においてO型口蹄疫が発生。  
同年6月までに忠清北道、忠清南道、京畿道及び仁川広域市において計13件(牛、豚、羊)の発生を確認。
- 2010年9月  
OIEよりワクチン非接種清浄国に再認定。
- 2010年11月～2011年4月  
慶尚北道においてO型口蹄疫が発生。  
全9道5市のうち、3道(全羅北道、全羅南道及び済州特別自治道)2市(ソウル特別市及び光州広域市)を除く韓国に発生拡大。翌年4月21日までに155件が報告。
- 2010年12月  
全国でワクチン接種を開始。
- 2014年5月  
OIEよりワクチン接種清浄国に認定。
- 2014年7月～8月  
慶尚北道においてO型口蹄疫(豚)が発生。(OIEのステータス認定停止。)  
同年8月までに計3件(豚)の発生を確認(慶尚南道でも発生を確認)。
- 2014年12月～2015年4月  
忠清北道においてO型口蹄疫(豚)が発生。  
2015年4月28日までに185件(豚:180件、牛:5件)の発生を確認(忠清南道、慶尚北道、京畿道、世宗特別自治市、江原道及び仁川広域市でも発生を確認)。

- ・ 2016年1月～3月  
全羅北道においてO型口蹄疫(豚)が発生(約8か月ぶり)。  
同年3月29日までに計21件(豚)の発生を確認(忠清南道でも発生を確認)。
- ・ 2017年2月～  
忠清北道においてO型口蹄疫(牛)が発生(約9か月ぶり)。  
同年2月13日までに計8件(牛)の発生を確認(全羅北道でも発生を確認)。  
また、京畿道において、1件のA型口蹄疫(牛)が発生。(約7年ぶり)

※発生件数は原則としてOIE報告に基づく

出典:OIE、口蹄疫防疫に関する日中韓等東アジア地域シンポジウム(2011～2016年)資料、  
韓国農林畜産食品部公表資料

## (2) 発生件数

口蹄疫の発生件数

(単位:件)

年		2013	2014	2015	2016	2017 <sup>※</sup>	
発生件数	Asia1型	0	0	0	0	0	
	A型	牛	0	0	0	0	1
		豚	0	0	0	0	0
	O型	牛	0	0	5	0	8
		豚	0	29	154	21	0
	合計	牛	0	0	5	0	9
豚		0	29	154	21	0	

※ 2017年3月31日時点

出典:OIE(2013年～2015年)、韓国農林畜産食品部(2016年、2017年)

## (3) 発生状況地図

韓国における口蹄疫の発生状況地図については、農林水産省ホームページ>組織・政策  
>消費・安全局>口蹄疫に関する情報>韓国における口蹄疫の発生状況を参照願いたい。

[http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku\\_yobo/k\\_fmd/index.html](http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_fmd/index.html)

## (4) その他

- ・ 2015年9月の日中韓農業大臣会合において、「越境性動物疾病への対応に関する協力覚書」が締結され、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等の越境性動物疾病に関する情報共有や共同研究を推進することとされた。

- ・ この覚書を踏まえ、韓国からは口蹄疫や鳥インフルエンザの発生情報等に関して OIE 情報に先立って当局から情報提供がなされている。

## 2.口蹄疫の対策

### (1) 防疫措置

- ・ 「口蹄疫緊急行動指針」及び「家畜疾病危機管理基準マニュアル」に基づき措置を実施《2017年2月の発生においては、原則として、以下の措置を実施》

#### (殺処分)

- ・ 郡(市)での初発時には、発生農場の偶蹄類動物全頭について殺処分。ただし、同一郡(市)で続発した場合は、状況に応じて、抗原陽性個体及び臨床所見を示す個体のみ殺処分。汚染物品の処理、施設の消毒等を実施。
- ・ 状況に応じて、周辺農場等の予防的殺処分。

#### (移動制限)

- ・ 発生農場、疫学関連農場及び周辺(半径 3km 以内)の偶蹄類動物農場の移動制限措置を実施。
- ・ 発生地域(道など)から他の地域への偶蹄類動物の搬出禁止。
- ・ 全国の偶蹄類の畜産関連施設を対象に、家畜や車両の一時的な移動停止(Standstill)命令を発令し、洗浄・消毒を徹底。
- ・ 全国を対象に偶蹄類動物の農場間の移動を一時的に禁止。
- ・ 全国を対象に偶蹄類家畜市場を一時的に閉鎖。

#### (緊急ワクチン接種)

- ・ 以下の動物を対象に、緊急ワクチン接種を実施。
  - ・ 全国の牛
  - ・ O型が発生した市・郡及びその隣接市・郡の豚・山羊・鹿
  - ・ A型が発生した郡の豚・山羊・鹿

#### 《その他の措置》

- ・ 畜産関連業の開始について、政府による許可制を実施(2013年2月の導入時には大規模農場等が対象。その後対象を段階的に拡大し、2016年2月には対象を小規模農場まで拡大)。
- ・ 韓国動物防疫統合システム(KAHIS)を構築し、畜産農場、畜産関係者、GPS 端末による畜産関係車両の畜産施設への出入り記録、ワクチン接種状況等の情報を収集・管理。
- ・ 全国で定期的に一斉特別点検を実施。防疫脆弱農場に対し、消毒状況、ワクチン接種状況等を集中点検。
- ・ 2011年の発生以降、特別防疫対策期間(10月～翌年5月)を定め、農林畜産食品部、地方自治体、公共機関及び団体に状況室を設置し、予防接種、消毒及び遮断防疫を実施。

- ・ 2013年1月1日以降、畜産関係者の車両登録制を実施し、畜産関係車両へのGPS端末の搭載を義務化。
- ・ 2016年の特別防疫対策期間には、以下の措置を実施。
  - ・ 再発リスクが高い農場(今まで発生があった地域の農場及びNSP抗体陽性農場)に対するワクチンの一斉接種
  - ・ 抗体形成率が低い農家への指導や奨励などのワクチン接種管理
  - ・ NSP抗体陽性農場に対し、移動制限などの発生農場に準じた防疫管理
  - ・ 外国人労働者向け防疫教材の配布などの防疫教育

#### 《危機段階別における対応措置》

##### I「関心」(周辺国発生時(平時))

- ・ 一斉消毒、予察などの国内防疫の推進、国境検疫の推進
- ・ 有事に備えた防疫体制の点検

##### II「注意」

###### ①疑い畜の発生時:

- ・ 当該農場の移動制限、迅速な一斉検査

###### ②ワクチン接種をしている血清型の発生時:

- ・ 発生農場(又は感染畜)の殺処分
- ・ 発生農場、保護地域、発生地域における移動制限
- ・ 発生自治体で対策本部及び状況室を稼働
- ・ 発生市・郡に農林畜産食品部の初動対応チームを派遣

##### III「警戒」(隣接又は他地域への伝播)

- ・ 全ての自治体で対策本部及び状況室を稼働
- ・ 発生及び隣接市・道で統制警戒所、拠点消毒所の運営
- ・ 必要に応じ、近隣家畜市場の閉鎖
- ・ 発生市・道に政府合同支援団派遣

##### IV「深刻」

###### ①複数の地域での発生及び全国への拡散が懸念される場合:

- ・ 中央災害安全対策本部の設置・運営(安全行政府)
- ・ 全国における統制警戒所、拠点消毒所の運営
- ・ 全国の家畜市場閉鎖及び全国における畜産農家の集会禁止

###### ②ワクチン未接種型発生時:

- ・ ワクチン未接種型発生時は即時「深刻」段階発令
- ・ 全国 Standstill(一時移動制限)施行。全ての偶蹄類動物飼育農場、作業場の家畜・人・車両の出入り一時禁止。
- ・ 発生農場及び半径500m内の偶蹄類動物の殺処分
- ・ 全国における統制警戒所、拠点消毒所の運営
- ・ 全国の家畜市場閉鎖及び全国における畜産農家の集会禁止

- ・ 2015年6月22日付けで家畜伝染病予防法を改正、公布。この施行(2015年12月23日)に合わせ、家畜伝染病予防法施行令及び施行規則も改正。口蹄疫及び高病原性鳥インフルエンザなどの発生予防、家畜伝染病発生時の迅速な防疫措置を強化。

(家畜伝染病予防法の主な改正点)

- ・ 重要防疫管理地区の指定・運営
- ・ 家畜防疫協議会を家畜防疫審議会に改編
- ・ 畜産系列化事業者の契約飼育農業における防疫管理などの義務の付与
- ・ 家畜防疫官の適正な確保と消毒設備設置対象の拡大
- ・ 殺処分補償金減額規定を具体化するための根拠規定の設定
- ・ 過怠金の賦課基準の改善

## (2) 平時のサーベイランス

- ・ 2010年の口蹄疫発生後、口蹄疫早期発見のためのサーベイランスシステムを強化。
- ・ 偶蹄類動物に対する検査計画を毎年度策定し、臨床検査、サンプル採取、血清検査等を実施。
- ・ 包括的サーベイランス及び標的サーベイランスとして NSP 抗体検査を実施。  
 包括的サーベイランス…牛、豚、山羊農場から無作為に選択して実施。  
 標的サーベイランス…豚農場、野生動物、NSP 陽性畜等で実施。  
 陽性となった場合、ウイルス循環検査を実施。
- ・ 2013年は30件、2014年は38件、2015年は177件、2016年は180件で NSP 抗体を検出。
- ・ 口蹄疫の確定診断は、農林畜産検疫本部及び農林畜産検疫本部長から指定を受けた市・道の家畜防疫機関(京畿道、忠清南道、慶尚北道)で実施。

## (3) 平時のワクチン接種

- ・ 2010年11月以前はワクチン接種を禁止。
- ・ 2010年11月に始まり韓国全土にまん延した大規模な口蹄疫の発生時には、同年12月22日に国内の牛及び豚全頭へのワクチン接種(O型)を決定。(2011年2月26日までに2回のワクチン接種(4,660万ドーズ)を完了。)
- ・ 畜種ごとのワクチンプログラムは以下のとおり。
 

子	牛	:2か月齢で初回接種後、4週後に2回目を接種
成	牛	:4-7か月ごとのワクチン接種
妊	豚	:分娩3-4週間前のワクチン接種
成	豚(雄)	:4-7か月ごとのワクチン接種
子	豚	:8-12週齢でワクチン接種
未	豚	:2か月齢で初回接種後、4週後に2回目を接種
黒	豚	:8-12週齢で接種後、4-7か月ごとのワクチン接種
子	羊	:2か月齢で初回接種後、4週後に2回目を接種
成	羊	:1年ごとのワクチン接種

- 直近の発生状況を踏まえ、接種を義務付けるワクチンを今までの 3 価ワクチン (O、A、Asia1) から、豚のワクチンは 2015 年 2 月に単価混合ワクチン (0-3039+01-Manisa) に、牛のワクチンは 2016 年 1 月に 2 価混合ワクチン (01-manisa+0-3039+A22 Iraq) にそれぞれ変更。豚については、2016 年 10 月よりアルゼンチン (O Campos) 及びロシア (O Primorsky) から輸入した単価ワクチンも利用。
- 小規模農家 (牛 50 頭未満、豚 1,000 頭未満) に対してはワクチンを無料で配布。それ以上の規模の農家に対してはワクチン費用の 50% を負担。
- ワクチン接種の遵守状況を確認するための血清学的試験 (SP 抗体検査及び NSP 抗体検査) を実施。SP 抗体検査によるワクチン抗体形成率は、2013 年: 牛 97.4%、豚 60.4%、2014 年: 牛 93.2%、豚 51.6%、2015 年: 牛 94.3%、豚 64.4%、2016 年: 牛 95.6%、豚 69.7%。
- ワクチン未接種 (抗体形成率: 牛 80% 未満、繁殖豚 60% 未満、肥育豚 30% 未満) の場合、罰則として一年以下の懲役又は罰金。
- ワクチン未接種で口蹄疫が発生した場合には、殺処分補償金の減額、畜産政策資金の支援対象外、動物用医薬品の援助対象外。
- 口蹄疫の再発の危険性が高い地域の農場及び NSP 抗体陽性農場において一斉口蹄疫ワクチン接種を行い、脆弱地域における免疫防御レベルを向上。
- 疾病発生に備え、常時接種型以外の血清型を含むワクチン (5 種) を抗原バンクに備蓄。ワクチン変更に伴う現行のワクチン残余分は抗原バンクに備蓄。

出典: 2015 年口蹄疫防疫に関する日中韓等東アジア地域シンポジウム発表資料、2016 年第 6 回口蹄疫及び高病原性鳥インフルエンザ防疫に関する日中韓シンポジウム発表資料、韓国農林畜産検疫検査本部プレスリリース、韓国口蹄疫緊急行動指針、韓国農林畜産食品部プレスリリース等

### 3. 家畜の飼養頭数

(1) 飼養頭数 (単位:頭)

年	2012	2013	2014
牛	3,478,714	3,342,131	3,189,951
豚	9,915,935	9,912,204	10,090,286
めん羊	3,035	2,522	3,100
山羊	257,262	242,787	265,000

(2) と畜/生産頭数 (単位:頭)

年	2012	2013	2014
牛	970,000	1,050,000	987,000
豚	14,040,000	16,300,000	16,163,246
めん羊	910	927	832
山羊	96,000	92,300	86,717

出典:FAO

<参考> 日本の偶蹄類家畜の飼養頭数(と畜/生産頭数)(2014年)

牛	3,962,000 ( 1,230,723) 頭
豚	9,537,000 (16,202,855) 頭
めん羊	13,300 ( 5,870) 頭
山羊	17,000 ( 3,000) 頭

出典:FAO

### 4. 我が国の韓国産偶蹄類関連品の輸入検疫措置と輸入状況

- (1) 生きた偶蹄類動物の家畜衛生条件:なし
- (2) 偶蹄類動物の精液、受精卵の家畜衛生条件:なし
- (3) 偶蹄類動物(牛、めん羊、山羊、豚、いのしし及び鹿)の畜産物の家畜衛生条件:あり

※ 農林水産大臣の指定した施設で一定の加熱処理がなされており、輸出国政府機関の検査証明書のあるものに限り輸入することができる。

※ 偶蹄類動物の畜産物とは、偶蹄類動物の肉、臓器、及びそれらを原料とするソーセージ、ハム、ベーコン。ただし、現在、偶蹄類動物の臓器については、対応した加熱処理施設が指定されていないため、事実上、輸入できない。

#### (4) 穀物のわら及び飼料用の乾草の家畜衛生条件:なし

#### (5) 輸入量

偶蹄類動物由来畜産物等の輸入量

(単位:トン)

年		2013	2014	2015
加熱処理肉 (牛)	韓国	-	-	-
	全世界	4,193	3,407	3,685
加熱処理肉 (豚)	韓国	22	31	0
	全世界	14,606	15,964	13,985
加熱処理ハム	韓国	0	-	-
	全世界	352	829	1,588
加熱処理 ソーセージ	韓国	70	-	-
	全世界	29,621	27,223	23,933
加熱処理 ベーコン	韓国	-	-	-
	全世界	179	51	73

出典:農林水産省 動物検疫統計

### 5. 韓国への出入国状況

(1) 韓国からの日本への入国者数(推定)

(単位:人)

年	2012	2013	2014	2015
入国者数	5,561,567	5,203,915	5,035,747	5,839,877

出典:日本政府観光局(JNTO)

※入国者数は、JNTO が公表する訪日外客数(日本人を含まない)と日本人韓国訪問者数の合計

(2) 日本から韓国への日本人訪問者数

(単位:人)

年	2012	2013	2014	2015
訪問者数	3,518,792	2,747,750	2,280,434	1,837,782

出典:日本政府観光局(JNTO)

### 6. 学術的背景

本病の学術的背景については、国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構ホームページ>動物衛生研究所>口蹄疫を参照願いたい。

<http://www.naro.affrc.go.jp/niah/fmd/index.html>

## 7. 関連情報

その他の関連情報については以下のウェブサイトを参照願いたい。

- ・ 国際獣疫事務局(OIE)ウェブサイト(口蹄疫の清浄国及び清浄地域リスト)  
<http://www.oie.int/en/animal-health-in-the-world/official-disease-status/fmd/list-of-fmd-free-members/>
- ・ 動物検疫所ウェブサイト  
<http://www.maff.go.jp/aqs/sosiki/index.html>  
(動物検疫所の配置図) [http://www.maff.go.jp/aqs/sosiki/office/09\\_2.html](http://www.maff.go.jp/aqs/sosiki/office/09_2.html)  
(指定検疫物を輸入できる港・空港) <http://www.maff.go.jp/aqs/sosiki/pdf/shiteiko.pdf>